

○経済財政運営と改革の基本指針2014について(骨太の方針)(抜粋)

(平成26年6月24日 閣議決定)

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(1)女性の活躍、男女の働き方改革

女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。

女性の活躍を推進するため、**女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに¹⁹**、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達を活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める。さらに、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。

¹⁹「待機児童解消加速化プラン」の展開、**「放課後子ども総合プラン」の策定・推進**、保育や子育て支援の担い手の確保等。

放課後対策の充実に関する最近の動向

○「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(抜粋①) (平成26年6月24日 閣議決定)

2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

①女性の更なる活躍推進

○放課後児童クラブ等の拡充

・いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。そのため、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定等を今年度内に求める。

【今年度中に制度的措置を実施】

放課後対策の充実に関する最近の動向

○「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(抜粋②) (平成26年6月24日 閣議決定)

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

i) 女性の活躍推進

(育児・家事支援環境の拡充)

我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するには、安全で安心して子供を預けることができる環境の整備や家事に係る経費負担の軽減に向けた方策を検討していく必要がある。このため、引き続き、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、「待機児童ゼロ」を実現するための取組を進めるとともに、「小1の壁」と指摘されている小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講ずる必要がある。あわせて、安価で安心な家事支援サービスを利活用できる環境整備を図る。

①「放課後子ども総合プラン」

小学校入学後に女性が仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年央に策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備を進める。その際、学校施設(余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等)の徹底活用、放課後児童クラブの開所時間の延長、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携した運用等が着実に実行されるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」を改正し自治体に計画の策定を求めるなど所要の制度的措置を年度内に実施する。これにより、放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分の受け皿拡大を図るとともに、約1万か所以上を一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室とする。